

議案第93号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表低層住宅地区Aの区域の部建築物の用途の制限の項、同表低層住宅地区Bの区域の部建築物の用途の制限の項、同表低層住宅地区Cの区域の部建築物の容積率の最高限度の項及び同表中層住宅地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項の次に次のように加える。

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、165平方メートル以上でなければならない。ただし、公民館、集会所その他これらに類する建築物の敷地については、この限りでない。
---------------	--

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表中層住宅地区Bの区域の部建築物の用途の制限の項、同表中層住宅地区Cの区域の部建築物の用途の制限の項及び同表中層住宅地区Dの区域の部建築物の用途の制限の項の次に次のように加える。

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、300平方メートル（共同住宅を建築する場合において、当該住戸数に20平方メートルを乗じて得た面積が300平方メートルを超えるときは、当該面積）以上でなければならない。ただし、公民館、集会所その他これらに類する建築物の敷地については、この限りでない。
---------------	--

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表沿道地区の区域の部建築物の用途の制限の項の次に次のように加える。

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、165平方メートル以上でなければならない。ただし、公民館、集会所その他これらに類する建築物の敷地については、この限りでない。
---------------	--

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表複合地区の区域の部建築物の用途の制限の項及び同表商業地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項の次に次のように加える。

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、300平方メートル以上でなければならない。ただし、公民館、集会所その他これらに類する建築物の敷地については、この限りでない。
---------------	--

別表第2の21片平地区整備計画区域の表低層住宅地区Aの区域の部及び同表低層住宅地区Bの区域の部に次のように加える。

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。ただし、公民館、集会所その他これらに類する建築物の敷地については、この限りでない。
---------------	--

別表第2の21片平地区整備計画区域の表複合地区の区域の部建築物の建ぺい率の最高限度の項の次に次のように加える。

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、200平方メートル以上でなければならない。ただし、公民館、集会所その他これらに類する建築物の敷地については、この限りでない。
---------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

黒川地区地区計画及び片平地区地区計画の区域内における建築物に係る制限
に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。

